

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

### 1 日時

平成26年2月12日（水）午後2時から午後3時30分まで

### 2 場所

津地方裁判所大会議室

### 3 参加者等

司会者 岩井 隆義（津地方裁判所刑事部総括裁判官）

裁判官 川上 宏（津地方裁判所刑事部裁判官）

検察官 佐藤 かよ（津地方検察庁検事）

弁護士 高井 幹雄（三重弁護士会所属弁護士）

裁判員経験者 1番～6番 5人（3番は欠席）

### 4 議事概要

（司会）

裁判員裁判が始まって4年以上経過しましたが、その間、仕事や家庭でお忙しい中、選任された裁判員の方々の大変な努力のおかげもありまして、全国的にも津地裁においても順調に進んできております。

裁判員の方に事件のポイントをよく理解してもらい、一人一人の意見を評議に活かし、裁判員の意見を反映した刑事裁判を目標としてきているところですが、裁判官、検察官、弁護士ともそれぞれ、裁判員の方に少しでも争点が分かってもらえるよう、ポイントを理解していただけるようにと準備してきているつもりでおります。自分たちの行っていることが、どこまで裁判員の方に伝わっているのか、実際の評議や審理に有益になっているのか、裁判員の経験者の方から率直な意見をいただいて、今後の裁判員裁判の主張の在り方、争点整理の在り方につなげて活かしていけたらと思います、この意見交換会を行っております。

裁判員裁判が終わった後のアンケートでは、それぞれが思ったこと、感じたこ

とを書いていただいておりますが、アンケートでは、とても分かりやすかった、といったプラスの評価が書かれていることが多いので、今日は、こういう点が気になったとか、こういう点を改善してもらえたら更に良い裁判員裁判が行われるのではないか、といった率直な意見、できれば辛口の意見をお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

これから意見交換を進めていきますが、まず、5人の経験者の方がそれぞれどのような事件を担当されたのかという御紹介をお願いいたします。

(1番)

私は、わいせつ、強姦未遂、建造物侵入が数件絡む事件を担当しました。

(2番)

1番の方と同じく、強姦わいせつ致傷、強盗致傷、いろんな複数の事件が重なっていたと思いますが、そちらを担当させていただきました。

(司会)

正確に言うと、強姦致傷、強盗致傷、建造物侵入、窃盗、強制わいせつ未遂という事件でしたね。この事件は私が担当した事件ではありませんが、全部で4日間の審理を行っています。判決書を見ますと、被告人は起訴された事実を基本的には認めていたと思いますが、一部犯行態様に争いが残っていた事件です。

(4番)

私が担当したのは、昨年12月に行われた裁判で、桑名のパチンコ店に乳児を放置したという保護責任者遺棄致死の事件でした。裁判では、被告人は心神耗弱かどうか争点となりました。

(司会)

この事件を私は担当していませんが、判決宣告まで全部で8日間を要した事件です。精神科の医師が、検察側証人、弁護側証人として出てきたという事件ですね。

(5番)

土地の所有権争いからきた事件で、被告人の殺意の有無が問題となりました。

(司会)

この事件は私が担当しましたが、判決宣告まで8日間を要し、この事件では、司法解剖をした医者と視力の関係での医者という専門家2人の証人尋問を行ったと記憶しています。

(6番)

平成23年6月の裁判員裁判の経験者です。罪名は強盗致傷で、夜の11時ころ女性のバッグをひったくったという事件で、共犯者がいました。車から降りたのはどちらかということで、お互いが自分でないということをしていたのですが、私たちが、こちらだ、と決めて、4年6月の刑でした。

(司会)

6番の方は、皆さんの中で一番古い事件を担当されまして、私もこの事件を担当しました。御紹介があったように、強盗致傷という犯罪が成立することは間違いないのですが、具体的な実行犯が誰なのか、共犯者なのか被告人なのか、それから、事前に強盗の共謀があったのか、被告人が警察署に行って説明をした点について、今回の事件に関し自首が成立するのかどうかということで、証拠調べが行われました。

なお、意見交換会を開催するにあたって、検察庁、弁護士会から質問事項をいただいておりますが、限られた時間の中で意見交換を行うこととなりますので、すべてを話題にするのは難しいと思っております。

1番、2番の方が担当された事件は、基本的には争いのない事件で、犯行態様の一部について問題となったという意味で、否認事件というくくりにするのはどうかとも思いますが、態様について検察官、弁護士双方の主張、立証があったということで、今回は否認事件というくくりで意見交換させていただきたいと思っております。まず、被告人が公訴事実を争っている事件、行ったのは自分でない、とか、心神耗弱あるいは心神喪失だということで自分には責任能力がない、といったこ

とで争いのある事件になると、実際に何が法廷で争点となるのかについて、裁判を行う前に法曹三者が主張の争点整理を行った後に公判を迎えることになるのですが、そういう否認事件で何が争点なのか、スムーズに理解ができたのかどうかという点について少し御意見を伺っていきたいと思います。

6番の方が担当された事件は、二人で強盗致傷をやったことは間違いないが、実際に実行行為をやったのはどちらかということで、共犯者と被告人とで押し付け合いをしていたのですね。そういう意味で、大きな争点がある事件だったのですが、6番の方は、検察官の冒頭陳述、弁護人の冒頭陳述を聞いて、裁判員が判断を求められているのはどの点なのか、ただちに理解できましたか。

(6番)

最初の日には冒頭陳述で裁判が始まっているわけですね。実際、裁判員になって次の日からそういう状態になるというのは全然分からず、皆で話し合いかなと思ったらすぐ裁判で、こちらとしては何をしてよいか分かりませんでした。どういう犯罪をしたのか、その後、いろんな説明で分かっただけで、どのようなことをしなければいけないかということはそのときには分かりづらかったです。その裁判の最初の雰囲気我突然見せられたという感じで、そちらの方で分かりづらかったです。

(司会)

6番の方は、裁判員に選ばれたのが前日の午後ですね。そして、裁判員の努めとか裁判の基本的な事項に関する説明を受けて、明日10時に来てくださいと言われ、その段階では、事案の概要ということで、こういう事件です、という説明しか聞いていないわけですね。翌日10時から、裁判が始まると、まず人違いでないかの確認、公訴事実の読み上げを行い、被告人が、争います、やったのは自分ではありません、と言うわけです。それでまず、検察官が冒頭陳述ということで、こういう事件です、と主張するわけですが、この検察官の冒頭陳述という主張を聞いた段階で、こういう事件なんだということや、自分が判断しなければな

らないポイントは理解できましたか。

(6番)

検察官から言われたことが本当かどうかという感じに先にとってしまい、自分の判断がどうこうということより、そういう事件だということで、最初はそういう判断しかできませんでした。

(司会)

次に弁護人の冒頭陳述を聞いてどのように思いましたか。

(6番)

弁護側はそういう言い方をするのかなと思って、どちらが本当の話かつかめない状態でいました。

(司会)

その段階で、どこがこの事件のポイントなのか、何を自分たちは検討していけばよいのかということは分かりましたか。

(6番)

そんな余裕はなかったと思います。裁判員として前に立っているだけで精一杯で、中身を判断するというのは、後に皆で話し合いをしたり、裁判官から別室で説明を受けて、ようやく分かってきたのかなという感じです。

(司会)

5番の方が担当した事件では、被告人が造林鎌を振って、それが被害者の首に当たって被害者が死亡したことについては争いがなかったのですが、鎌を振ったときに殺意があったかが争点となりました。被告人は、自分は殺すつもりはなかったと最初に冒頭手続の段階で認否を述べ、その後、検察官が冒頭陳述を20分行いましたが、その冒頭陳述を聞いて、この事件がどういう事件なのか、争点は何か、理解できましたか。率直なところで構いません。どこがポイントか理解できましたか。

(5番)

鎌を持ったら非常に重かったので、これで惑うようなことがあったら一撃ではやれないと思いました。

(司会)

それは、後で実際に鎌を持ってみたときの気持ちですかね。証拠調べに入る前の、検察官、弁護人の冒頭陳述の言い分の段階では、どこが違うのか分かりましたか。

(5番)

その段階では分かりにくかったけれど、全部聞こうと思った次第です。

(司会)

冒頭陳述を聞いた段階では、それぞれの主張の違いについて、その段階で十分理解できたわけではなく、その後いろいろな過程でポイントをつかめるようになっていったということですか。

(5番)

そうです。

(司会)

4番の方は、検察側、弁護側双方の冒頭陳述を聞いた段階で、双方の主張のどこが違うのか、法廷で考えることはできましたか。

(4番)

裁判員裁判になる前の裁判を傍聴したことがあって、そのときは、裁判用語が飛び交ってあまり理解できなかったのですが、今回参加して、弁護人、検察官、裁判官とも、分かっていない人に対して分かりやすく説明する努力をしてもらえたので、内容についてはよく分かりました。私の担当した裁判は、被告人は犯行を認めていましたが、心神耗弱状態であったかが争いになっていて、それを認めると刑が減輕されるので、そのことに争いがありました。そのために、弁護人、検察官とも精神科医の方を証人として呼んでいて証言がされたのですが、それぞれの立場から言われるのですが、その内容は分かりやすいところもあれば、

学者の先生なので、自分の思っている主張を長々とされて、学術的な専門的なことを言われ、よく分からないことがありました。それ自体は仕方がないことだと、立場上自分の主張をされるということはよく分かるのですが、ひとつ納得できなかったのは、それに対し検察官と弁護人が、争点でないところをつっこんでくると言いますか、そこはつっこむところではないだろうと思うことがありまして、論点を明らかにするのではなく、むしろややこしくしていったようなことがあって、それに対して理解できませんでした。

(司会)

否認事件となると、証人尋問をすることが多くなり、証人尋問期日が問題となってくるということですが、4番の方には尋問についての感想まで述べていただけたと思います。後ほど、証人尋問のことについても皆さんに伺っていこうと思っています。少なくとも、最初の冒頭陳述の段階では、何が争点になっているのか、理解できたということによろしいですか。

(4番)

理解できました。

(司会)

1番と2番の方の担当した事件は、犯行態様の一部について争いがあるというだけでしたので、そういう意味では否認事件というくくりは適切ではないかもしれませんが、最初に双方の冒頭陳述を聞いて、自分たちは何をすればよいか法廷で理解できましたか。

(1番)

多少のずれ、主張が異なるということはありませんでしたが、感じた印象としては、細かいけれど大枠は変わらないので、特に迷ったりすることはなかったです。ただ、病名が出てきて、それをどこまで考えたらいいいのかという迷いはありました。自分の感情と、出てきた病名を照らし合わせたときに、すごく傾きやすいと聞きますか、どこまで影響があったのかというところの迷いと言いますか、細かく聞

いてみると、迷いのようなものは出やすかったと思います。

(司会)

この事件の被告人は、責任能力について争点にはなっていなかったが、精神的な病気があったことが量刑上何か意味があるのか、そういう点が議論になったのですか。

(1番)

そうです。その点が心配と言いますか、信じてよいものか、白黒つきにくいという印象です。

(司会)

実際、争点になっていないということで、精神的な病気がどの程度のものとかいうことは出てきていなかったのですか。

(1番)

ある程度はあったのですが、その件については事件で争っていなかったもので、そこばかり掘り下げていいものか、そのままスルーしてよいのかと感じました。

(司会)

2番の方は、最初に冒頭陳述を聞いた段階で自分たちの役割は理解できましたか。

(2番)

検察官の冒頭陳述を聞いたとき、声も大きくゆっくりと話していただき、理解はクリアにできました。争点に関しても、私たちはそのことについて考えなければいけないのだなど、検察側と弁護側で多少ずれはありましたが、理解できました。

(司会)

まず冒頭陳述を聞いた段階で、裁判員の方に何の判断を求められているのかが理解してもらえるようにということできろいろ工夫してきておりますが、事件によっては十分に理解してもらえるものもあれば、まだ難しいケースもあるという



ことですね。冒頭陳述のやり方として、例えば、証言台のところまで出て、皆さんに向かって語りかけるようなやり方とか書面を読み上げるようなやり方とかいろいろなやり方がありますが、印象に残った冒頭陳述や、今後参考となる冒頭陳述のやり方がありましたか、という質問事項もきておりまして、そういった点について何か御意見はありますか。最初の段階で、どの事件でも、分かりました、と言われるようになればよいのですが、どうすれば、その段階で理解しやすくなるか、今後、このあたりを気をつけたら最初の段階から理解しやすくなるのか、逆にこういう点は分かりにくかったとか、そういった意見でも結構です。そこについて御意見はないですか。また、検察官と弁護人の主張は、ストーリーとしてどちらが分かりやすかったかという質問もきておりまして、検察側のストーリーと弁護側のストーリーと違うことがあります。分かりやすさという点ではどうですか。

(6番)

裁判員裁判を経験してから2年近く経つので記憶が定かではありませんが、冒頭陳述に入る前に、もう少しこれからの裁判の細かいことを聞く時間があれば良かったと思います。それから裁判に入っていくという余裕が欲しかったかなと思います。検察側と弁護側とどちらが良かったかというのは、話し方とか話すタイミングとか、はっきり物を言う人と口でもごもご話す人との違いはあり、どちらかははっきり話をしていなかったと思います。もう少し元気よく話してもらったら良かったなという印象は残っていますが、それが検察官と弁護人のどちらだったかは記憶にありません。

(司会)

5番の方は、殺意の有無に関し、検察官はこういうことで殺意がありますよ、という主張をし、弁護人は、こういうことで殺意はありませんよという主張をするわけですが、どちらの話も聞いて、スムーズにそうだなと思いましたか。

(5番)

弁護人の方がちょっとおかしいなと思いました。事件によって違うと思いますが、こちらとしては、ちょっとおかしかったなと思うのは弁護人の意見でした。

(司会)

皆さんが裁判員に選ばれたとき、最初に皆さんに集まっていたいで裁判長から裁判のルールなどについて説明をしたと思いますが、そのときに、皆さんに主張と証拠とは違うという説明をしたと思います。この点について伺ってみたいのですが、2番の方は、主張と証拠とは違うという説明を聞いて理解できましたか。

(2番)

それはそうだなと思いました。人間なのでいろんな感情などが入ってきますし、そのように言われたことによって、きちんとできました。

(1番)

弁護人と検察官双方から分かりやすくまとめたデータをもらって、別室で検討する機会を与えられましたが、当然素人ですので、いったん資料をもらえて、最初は聞くだけで精一杯で、戻ってきて頭を冷やして書類を見たといった感じで、紙媒体できちんと見ることができて、再確認をして、正しい判断ができたと思います。

(司会)

今1番の方からお話があったのは、検察官と弁護人から裁判員の方に配られた冒頭陳述メモのことだと思いますが、それを冒頭陳述が終わった後に休憩時間などに見ることによって頭の整理ができたということですか。

(1番)

そうです。

(司会)

そこに書かれていることは、検察官が法廷で話したことのすべてが盛り込まれているわけではなく要旨、メモということで記載されていると思いますが、それは弁護人の方も同じです。そこに記載されている情報量についてはいかがでした

か。簡略すぎるとか、ここまで詳しくなくても良かったとか、メモを見ての感想はありますか。

(1 番)

読んだときは、自分の印象を補うことができました。量が多いとか少ないということに関してはそれほど何も思いませんでした。きちんと相談することができ、裁判官に、これはどういうことですか、と掘り下げて聞くことができたので、問題を感じたことはありませんでした。

(司会)

休憩時間にメモを見直して疑問を裁判官に質問して、疑問を解消し、検察官の主張、弁護人の主張は理解できたということですか。

(1 番)

そうです。確認を取りあうことができました。

(司会)

4 番の方は、主張と証拠とが違うという最初の説明は理解できましたか。

(4 番)

裁判は証拠の積み重ねによって判断するものだと分かっていたので、弁護人は弁護人、検察官は検察官で自分の描いたストーリーにのっかって主張するのは当然のことで、それが証拠に基づいて言われているのかどうかを考えると、証拠はあるがそれを採用するかどうか、裁判官の判断に委ねられることもあって、これは証拠かな、これは証拠でないのかな、と判断が難しいこともありました。概ね自分の事件に関しては、検察官の主張はある程度事実に基づいてストーリーがたてられているのかな、弁護側の主張は心情面に訴えていくストーリーなのかな、というのがおおまかな印象です。

(司会)

検察官、弁護人の冒頭陳述を聞いた段階で、こちらの勝ちだとか、こうに違いないとか、自分の気持ちができるようなことはありませんでしたか。

(5番)

犯人の気持ちが分かりづらいので、非常に難しいです。検察官は事実に基づいて言っていくのですが、弁護人はいろいろ弁護していくわけですから、裁判官も、やはりどちらかというと一度犯人の気持ちになることも必要かなと思います。

(司会)

事件の真実が何なのか、殺意の有無を考えるときに、自分をそういう立場に置いて考えてみたらどうなのかという議論もしていかななくてはならないとは思いますが、後ほど評議に関する話題のところで意見を伺うことにします。

最初の冒頭陳述の段階では、今回どんな事件なのか、どの点が争点なのか、証拠調べの前に、あらかじめガイダンスといいますか、設計図のようなものを見てもらうということで、この段階では証拠のレベルではありません。これから証拠調べが行われていくということを念頭に説明していますが、裁判官や弁護人、検察官は分かっていますが、一般の方は、主張と証拠は違いますと言われてすぐに理解できるのかということを知りたいと思っています。中には理解できているという方もいらっしゃいますが、もう少し工夫していけばよいのかなと思ったところであります。

それでは、次に進めていきたいと思えます。

否認事件の場合、実際に証人に出てきていただいて証人尋問を行うことが多いのですが、6番の方の事件では、証人として被害者の女性の証人尋問、共犯者の証人尋問、それから警察官とか彼女とか父親の証人尋問が行われています。証人尋問について何か感じたこと、例えば、分かりやすかったとか、分かりにくかったとか、聴き取りにくかったとか、尋問で感じたことはありますか。

(6番)

被害者の尋問のときに質問をさせていただいたのですが、それなりに答えていただいて、その後役に立ちました。もうひとつは、共犯者のどちらが車を降りて実行犯なのかということがあったのですが、犯人が結局共犯者を訴えたというか、

自分だけが警察に自首した形になったので、裁判所で初めて二人が顔を合わせたので、共犯者のもう一人が証人になったとき、証人が犯人に対し、すごい目つきをしまして、けんか腰と言いますか、裁判員は全員怖かったと思います。いまだに目に焼き付いています。

(司会)

検察庁、弁護士会からの質問事項ですが、証人尋問や被告人質問は分かりやすかったですか。何を聞いているか理解できましたか。

(6番)

中身としては分かりました。後で裁判官から細かく丁寧にいろいろ教えてもらって勉強になり、やりやすかったです。裁判官からきちんと進行などを教えていただきましたし、変な判断をする必要もなかったのでありがたかったです。

(司会)

検察官、弁護人の質問は、何を聞いているのか、どういうことを聞いているのか、質問の意図は分かりましたか。また、なぜこんな関係ないことを聞いているのか、といった疑問を感じたことはありませんでしたか。

(6番)

2日目以降は割と落ち着いて聞くことができましたので、質問の意図などは分かりました。

(司会)

5番の方の事件では、事件の状況を見ていた目撃者、事件の発端を作った息子、司法解剖した医者、視力が問題となったので眼科の大学教授の証人尋問が行われました。ほかにも証人が何人かいましたが、証人尋問において、質問の意図は分かりやすかったですか。それとも意味が分からないということがありましたか。記憶している範囲でお願いします。

(5番)

非常に分かりやすかったです。証言をしてくれる人に丁寧に説明して下さっ

ていました。

(司会)

4番の方の事件では、精神科医二人のうち、一人は責任能力ありとの立場で証言をし、もう一人は精神的に十分でなかったとの立場での証言だったと思いますが、証人尋問について感想はありますか。

(4番)

先ほども言いましたが、事件に関連して証人の精神科医の方が説明をするのですが、その中でより専門的な、例えば、「妄想観念」とか言うけど、それを認めるのかどうかとか、ものすごく難しいことばで説明されて、理解しがたいことはありました。それに乗っかって、弁護人が、例えば、それはドイツ語で読まれたのですかとか、関係ないだろうと思うような質問をしていて、検察官もつっこんできたり、本件の大事なところと違うところでそういう質問があつたりして、違和感がありました。

(司会)

責任能力が問題となっている事件となると、精神科分野の用語が相当出てくることがあるかと思いますが、「妄想観念」という言葉が分かりにくかったということですね。ほかに分かりにくかった言葉などはありますか。

(4番)

被告人の状態が問題になっていて、犯行当時どうだったか、現在どうなのか、家庭に戻ってからどうか、という流れに関し、言っていることは分かるのですが、なかなか難しいところがありました。

(司会)

1番と2番の方の担当された事件では証人尋問はなかったですか。

(1番)

お父さんが証人に立たれて、被告人の幼少期から現在に至るまでの状況を聞きました。少し話がそれてしまうのですが、病気に関する薬の管理などの話の流れ

で聞くことができたのですが、親の管理責任とといいますか、そういったことを感じまして、幼少期からの教育の在り方について、教育がきちんとしていたら親は違う管理をしていてそもそも事件は起きていなかったのかなど、違う方面に感想を持ったことがありました。別の面で可能性とといいますか、教育を見直せば犯罪が減るのではと別の視点が生まれ、それは感じとして受け流しただけなのですが、そういう印象を受けました。

(司会)

それは検察官あるいは弁護人から本筋と違う質問がいろいろあってそういうところにそれていったということですか。

(1番)

そういう意味ではありません。証人が、一連の今までの息子に対する印象を述べられていたのですが、それに関して思ったということです。

(司会)

証人尋問の質問が、端的に分かりやすい質問になっていたか、それとも、裁判員から聞いて理解がしづらい質問があったか、例えば、こういう質問はやめてほしいとか、こういう質問がよいのではないかといった一般論でも良いので何かあればお願いします。

(2番)

特に分かりづらいところもなく、質問の仕方に関し、分かりにくいところはなかったです。

(司会)

質問が長すぎて分かりづらいとか、声が聴き取りにくいとか、そういったことはありませんでしたか。

(2番)

証人の声が聴き取りづらいということはありませんでしたが、検察官、弁護人の質問に関しては特に何も感じませんでした。

(司会)

4番、5番、6番の方でどなたでも結構ですが、弁護人、検察官の質問の仕方  
で気になったことはありますか。

(4番、5番、6番)

.....

(司会)

特にないことで良いですね。

それでは、こういう質問事項もきております。争いがある事件でもすべてが証  
人尋問、被告人質問といった供述で審理するわけではなく、一定程度は書面の利用  
があり、捜査報告書、実況見分調書といったいろいろな書面が法廷に出てくるこ  
とが結構あったかと思いますが、書面を検察官や弁護人が法廷で読み上げをした  
ときに頭に入りましたか。1番と2番の方が担当された事件では、こういった書  
面の利用が多かったですかね。おそらく、被告人質問に入る前に、検察官が相当  
量の書面の読み上げをしていると思いますが、読み上げを聞いていてすんなりと  
1回で理解できましたか。1番の方はいかがですか。

(1番)

皆、共通の文書を持っているので、読み上げを聞きながら追って行って、映像  
を思い浮かべ、ある程度必死だったのですが、だいたい理解できました。ただ、  
時系列の関係で取り違えをしていたことがありました。聞くのが必死で、それが  
いつのことだったのか自分で時系列をとばしてしまっていたことと、被告人に話  
を聞くことができるということだったのでメモを取っていたのですが、メモを取  
っている間に話がテンポよく進んでいったので、少し抜け落ちた部分もありまし  
た。別室に戻ってから話し合いをして、自分の聞いていないところを聞かれてい  
る人がいて、みんなで集まって意見を出すとつながったところがありました。

(司会)

一度聞いただけでは混乱することがあったり、メモを取っていたら抜け落ちて



しまった部分があったが、理解できなかった部分については、休憩時間にほかの裁判員や裁判官に確認をし、自分が聞き漏らしたところの修正をしたということですか。

(1 番)

そうです。

(司会)

違った理解をしていた部分について混乱していたところは、どのようにして修正できましたか。

(1 番)

私は、皆で意見交換をする間にすりあわせができたという感じです。

(司会)

その場では混乱はあったが、その後、休憩時間や評議で他の方と意見交換をするうちに記憶違いや理解の誤りを直す機会があったということですね。

(2 番)

1 番の方とだいたい同じですが、データ自体が多いのか少ないのかどうかは初めてですのでよく分かりませんが、確かに多いなとは思いました。一度で完璧に理解できるかという点と難しいですし、時間差でいろんな事件を起こしているわけですので、きちんときいておこうと思ってメモを取っている間に次にいってしまったり、デスクの画面を見たり、話を聞いたり、どんな人でも混乱するのではないかなと思いました。ただ、それが終わった時点で振り返って、部屋で話をしたり自分が抜け落ちていたところを教えてもらったりして、そこでカバーすることができたので、一度でというのはやはり難しいです。だいたいのラインは分かるのですが、細かいところまで拾っていかないと難しいのかなと思います。でも、後で説明してもらえますし、だいたいは分かります。

(司会)

逆に、説明などがないと、法廷で聞いていただけでは十分には理解できないと

いうことですか。

(2番)

100パーセント理解するのは難しいです。

(司会)

5番の方は、証拠書類の読み上げを聞いていて、イメージを理解できましたか。

(5番)

よく理解できましたが、現場検証のダイジェストのようなものを見せてもらうと後々楽なのではないかと思います。

(司会)

現場の写真や図面を利用して、パワーポイントで画面に映して説明する場面もありましたが、ああいった形で、現場の建物の位置関係や被告人と被害者の動きや、事件後の被告人の行動といったことの説明は理解できましたか。

(5番)

ちょっと理解できないこともありましたが、後で聞いてみると理解できました。事件が起こったすぐ後に現場検証を行っていただいで録画でもしておいてもらえると分かりやすいと思います。

(司会)

新たな立証方法の工夫をされたらどうか、ということですかね。

次に、証拠の写真についてお話をお聞きしたいと思います。5番の方については、数枚でしたが、被害者の傷口の状態などを写真で見てもらったと思います。そういう死体の傷口の状態の写真を見て、精神的な負担があったかどうかということについてはいかがでしょうか。

(5番)

私はそう思わなかったですが、血が嫌いな人はちょっと後まで出てくるかと思っています。

(司会)

裁判所としては、できるだけ裁判員の方に精神的負担を感じることを予想される証拠は、必要不可欠なものでない限り取り調べる必要はないのではないかとといった運用も行っているところです。

具体的な事件を離れてということでは構わないのですが、被害者の遺体写真とか、性犯罪の場合の警察に110番通報するときの音声や何らかのビデオ映像というような証拠を裁判員が見ることについて、御意見をお伺いしたいのですが、6番の方どうですか。

(6番)

私の担当した裁判は、強盗致傷だったので良かったのですが、裁判が終わってから、いろいろと新聞等でそういう事件があったという報道があったので、私は良かったとしょっちゅう思っているのですが、裁判員がしなくてはいけない裁判の割り振りというか、プロの裁判官だけでやる裁判がいいのか、裁判員を含めてやる裁判がいいのか、そのあたりの問題や、殺人事件で、そういう写真を見ていっまでも印象に残るような事件に裁判員が参加していいものかどうか。60歳くらいの裁判員の方がそういうのを見たことで、裁判で訴えたというのがあったと思うのですが、そういうのを見ると制度としてどうかと思いましたし、最近のオウム事件の裁判でも死刑囚として決まった人の証人尋問等が行われていて、前に裁判員の方がいるわけで、ああいうのを見ると、そこまでして素人を引っ張っていいのかという点で、すごく違和感を感じるということがあります。

(司会)

4番の方はいかがですか。

(4番)

私の担当した事件でも死体の写真を見ていないのですが、1人の乳児が死んだという事件でしたので、写真を見ていなくても、強く後まで心に残っています。ニュースとか新聞等で同じような事件が起こると、自分が扱って参加してみたことで、一人の死というのが深く心に残るということを強く感じます。

(司会)

2 番の方，女性の立場から何かご意見はありますか。

(2 番)

私が担当した事件については，被害者の精神的なショックは大きいと思いますが，外見から見るとさほど痛々しくなかったかなというのが個人的な意見です。そういう写真しか見ていないので，殺されたり，死んだりとか，衝撃的な映像ではないので分からないですけど，自分が裁判員の一員として選ばれたからには量刑を決めるなどの責任があるわけなので，すべての事実，データ，事象を目にしておく責任があると思います。それを見たことによって精神的ショックを受けるというのは経験していないので何とも分かりませんが，苦しくなったら大変だなと思うのですが，やはり選ばれた以上は見なくてはいけないかなという使命感というか，その後のことは少し考えられないのですが，被告人の一生の量刑を決めるわけですから，その辺は何とか自分を律してやっていかないといけないかなとは思っています。

(司会)

1 番の方はどうですか。

(1 番)

衝撃的な画像ということですが，いまインターネットの普及によって，そのような画像が出回っているのが実情としてあると思います。そこで，そのような映像にある程度慣れている人もいると思います。裁判員裁判では，最初に40人くらい絞り込まれた方が集まって，その中から裁判員等が8人選ばれますが，例えば衝撃的な画像がある場合，そういう段階で振り分ける，衝撃的な画像がある場合，選任する際に条件に加えるということもあっていいのではないかと思います。

個人的には，死体の写真とかはネットで結構出回っていますので見慣れているのですが，慣れていない人は，暗いところで思い出すといったことも，もしかす

るとあるので、選任する際に、そういう画像が厳しい人は選ばないというような配慮ができるのであれば、そういうことも必要なのかなと思います。

(司会)

このテーマに関連して紹介させていただくと、裁判所としては、できるだけ裁判員に負担をかけたくないという思いもあります。そこで選任手続の中で、こういう写真を見てもらうこととなりますという説明をするということをやりました。その中で自分はずらくなるなどと思われる方には申し出ていただき、それらの方には個別質問ということで、全体質問の後に一人ひとり面談を行い、お気持ちを伺うということを行っているところです。

なお、裁判所としても必要不可欠な証拠は見ていただかざるを得ないということで、それが後ほど精神的な負担になることもあるということで、メンタルヘルスサポートといって相談に乗ってもらえるという制度も整備していますが、利用された方はいらっしゃるでしょうか。

(経験者)

(利用したと申し出た方はいなかった。)

(司会)

次のテーマに移らせていただきます。

刑事裁判の目的は、被告人が公訴事実書かれている犯罪行為を行った犯人であることが間違いないかどうかをまず議論して決めることとなります。そこで被告人が犯人であることに間違いがないとなると、それらの被告人が行ったことに見合う刑、量刑とありますが、決めなくてははいけません。

検察官や弁護人の方は、裁判官と裁判員の評議でどのようなことが行われているかご存じないので、皆さんが評議の中でどのようなことを考え、刑を決めているのか、非常に興味があると思います。そこで刑を決めるとき、皆さん、どのような考え方で決めていったのかということを紹介していただければと思います。おそらく量刑評議に入るときには、裁判官から刑を決めるにあたっての一般的な

基本的な考え方の紹介，説明があったと思います。刑法の行為責任主義の考え方などについて，裁判官の説明を聞いて，その意味が理解できたかどうかということ，評議の中で自分の思っていることが十分に表現できたかどうかということ，また，この中で裁判官に誘導され，考えを押し付けられて，自分の思いを言えなくなるような場面があったかどうかといった点など，評議の中のどの部分でも結構ですので，お話していただければと思います。

2番の方はどうですか。

(2番)

私は，当然のことですが，量刑を決める尺度というのがまったく分からなかったです。最初に勾留期間に関する説明であったり，執行猶予が発生する期間の説明を受けて，そのようなことを初めて知りました。執行猶予は普通に付けられると思っていたので，執行猶予を付けてもいいかなと思っていたのですが，きちんと説明をしてもらえたのでクリアになりました。ただ，自分が被告人に対する刑を決めるときの，年数，期間がどれくらいが妥当なのかそれこそ全く分からなかったです。でも一番最初に，みんなで各一人が一票一票，何年にするかを，自分が思っていることを発表することができました。結構バラつきもありましたが，最終的には裁判官とチームで一つに結論を絞っていくしかないなので，評議をして，どうしてそう思うのかということとを一人一人，裁判員の意見も聞いていきました。ある程度の段階が進んでいったときに，私自身は，今までの過去のデータでは，どのような量刑なのか知りたいなと思っていましたが，それに影響されることもあるので，知ってはいけないという思いもありました。過去のデータについては，ある程度自分の考えがまとまった時に教えていただけたのですが，そのとき，この罪って結構重いんだなというふうに正直思ったのが，第一印象でした。でもみんなの考え方や意見を聞きながら裁判官もいろいろみんなと一緒に話をしてくれて，最終的に理解した上で，自分の思いも言えた状態で，まとまったので，こんな風に決まるんだと思いました。

(司会)

なかなか貴重な意見を述べていただいたと思います。量刑のグラフについては、ある程度議論した後に見たということですか。

(2番)

そうです。

(1番)

先ほどの話と同じなのですが、数回の評議を重ねるという中で、判例というのも見ることができて、お互いの思っていることを聞けて、裁判員の皆さんが思っていることをいったん一つのテーブルの上にまず挙げて話をするということが、1回だけでなかったもので、精神的な負担があまりなかったです。一番良かったなと思えたポイントなのですが、極端な話、裁判員が全員死刑と言ったら本当にそうなるのか、というふうな極論に対してのシステムが、裁判員裁判だからといって極端に偏らないというきちとしたルールがあったので、その点で安心することができました。

(4番)

評議に関しては、裁判官から十分な説明をされて、この罪に対しては、こういう刑があるということや判例も十分に聞いて判断することができました。よく言われるように、疑わしきは被告人の利益にとということで、ずっと立場を考えていて、裁判というのは人権を守るところですので、冤罪はあってはならないと、今回担当した事件は犯行自体を争っていないので、量刑ですけど、自分の感想としては、刑は何年、執行猶予はどうか、この証拠は採用するかとかいったことを一からしていくので、それは丁寧にされているということを感じました。自分の意見も十分言わせていただきました。

(5番)

判例がいろいろあって、懲役7年から20年までの間の判例があるということ聞かせてもらいましたが、裁判員みんなに各々それぞれ語ってもらって、すり

合わせてもらって量刑を決めたわけです。

(6番)

やはり説明を裁判官からきちっとしていただきました。まず一番驚いたのは、執行猶予付きの判決について、執行猶予というのはすぐに刑務所に入ることではなくて、執行猶予の期間に何もなければ刑としては存在しないといったことだということを知らなくて、執行猶予から、刑務所に入っていたので、その辺から勉強させてもらいました。また、みんなで協議しあって最終的に決めたのですが、いろんな意味で勉強になりました。

(司会)

時間の関係もありますので、皆さんからご意見をいただくことはこれくらいにして、裁判員の経験者の皆さんから、これから裁判員を担当する国民の皆さんにメッセージがあれば述べていただければと思います。今回の裁判を経験しての感想も含めてでも結構です。

(1番)

紙に書いてきたので、朗読させていただきます。

裁判員になったことで、時間的、精神的な制約を受けるといったことに不安を抱かれる方もおられると思いますが、私の場合、とても勉強になったということをお伝えたいです。

法治国家日本国において「法を犯す」ということはどういうことなのか、法を犯した場合、その事件についてどのようなことが裁判所という機関の中で行われているのか、どのような方々が裁判と関わっているのか、それを知ることで自分が感じることや思うことがたくさん出てくるので、それをもとに自分や家族、地域社会、国家の在り方などについて考えることとなり、自分にとってとても貴重な経験、勉強になりました。私個人の意見としまして、少しでも多くの方に安全な地域社会について考え、防犯意識を高めるきっかけになればと思います。

(2番)



私も結果的にはとても貴重な経験をさせていただいたと今でも思っていますし、もしもまた声がかかるのであれば是非参加させていただきたいと思っていますが、はじめて話をいただいたときは正直嫌でした。仕事を休まないといけないし、いろいろな制約があるなどと思って、どうしようかなという思いでしたが、いざ本当に担当させてもらって、いろいろ話をして本当にもう貴重な体験の一言に尽きるので、終わった後というのは裁判員裁判のニュースに敏感になりますし、今までだったら普通にニュースを見ながらも有罪かな無罪かなとかそれくらいしか思っていなかったのですが、今は、裁判員の構成はどんな感じなのか、女性は3人、男性3人なんだとかいろんなことを、今まで関心がなかったことに関して、どんなふうに決めるのかな、難しいな、こういう争点でどうやって決めるんだろうとか、そういうことを注意して見るようになった自分がいます。ですので、軽い気持ちで、よく電車の中で痴漢をされてないのに、冤罪みたいな感じで、面白半分、ゲーム感覚、お小遣い稼ぎという感じであるという女性がいたりするという事件も聞きますが、それによって勝手に犯人にされてしまった人の人生、家族っていうことを考えてほしいですし、いろいろなところで軽々しくしてほしくないなど、いろんなところで余波が、考える視点が出てきたなというのが自分の中であるので、それぞれ市民たちが自分たちでいろんな事件に巻き込まれないよう気を付けること、女性であれば、わいせつ行為痴漢行為は、するほうが本当に悪いですけど、自分のことは自分を守るという意識を強く持ってほしいと思いますので、一人でも多くの人に裁判員をやってもらいたいと思います。

#### (4番)

裁判員を経験させていただいて、自分自身、裁判、法、人権等に関して深く関心を持つことができ、いい経験をさせていただきました。裁判員裁判一般に関して二つ意見があります。一つは裁判員の選任に関してですが、期間が長いと参加できない方が見えるのではないかとということです。そうすると結果的に裁判員になれる方が限られてくるというふうに思うのです。それは裁判員の趣旨からい

って、一つのマイナス面ではないかというふうに思います。それと二つ目に評議について、量刑を出すのは難しいということです。アメリカの陪審制度のように、有罪、無罪は裁判員が決めて、量刑は裁判官がするというふうに変えていったらいいのではないかというのが個人的な意見です。

(5 番)

非常に人を裁くことは難しいのですが、私の担当した裁判は、男の人も女の人も同じくらいで、若い人から高齢の人までと、いろいろな人が裁判員になっていました。お互いに話し合いができて、一期一会っていうか、人生にこんな有意義なことはなかったと非常に思っています。これから裁判員に選ばれる人に対しては、時間を割いてやってもらったらいかかでしょうかと言いたいです。

(6 番)

基本的にはすごく勉強になりました。裁判員の人に最初に会った時は、この人たちで大丈夫かと自分のことを含めて思ったんですが、日に日に皆さんしっかりして、本当に逆に裁判員っていうより裁判官みたいな感じで皆さん意見も述べるようになり、すごくチームワークもよくなって、人間ってすごいなと、そういうふうに経験を積んで、勉強されたことで、徐々に目の色も変わってきたように見えました。さっきからも言っていたように、オウム事件のような裁判を僕らがしないといけないのかということは本当に思います。ちょっと心配だなという気がしますので、その辺の制度をどうするのかということを今後考えてもらいたいと思います。もう一度裁判員をやれと言われれば喜んでさせていただきたいと思っています。

以 上